

成田市低入札価格調査制度実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、成田市が発注する建設工事の契約締結にあたり、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10第1項に規定する予定価格の制限の範囲内で最低の価格をもって申込みをした者（以下「最低価格申込者」という。）又は同施行令第167条の10の2第2項に規定する落札者となるべき者（以下「落札者となるべき者」という。）の当該申込みに係る価格によっては、その者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めたとときの調査を行ない、そのうえで落札者を決定する制度（以下「低入札価格調査制度」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(対象工事等)

第2条 低入札価格調査制度の対象は、競争入札により建設工事についての請負の契約を締結しようとする場合において、必要があると認められるときとする。

(調査基準価格)

第3条 市長は、建設工事の請負契約に係る競争入札において、契約の相手方となるべき者の入札価格によってはその者により当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときの基準となる価格（以下「調査基準価格」という。）を次の各号により定めるものとする。

(1) 予定価格算出の基礎となった額をもとに算出した次に掲げる額の合計額の千円未満を切り捨てた額に、100分の110を乗じて得た額とする。ただし、その額が予定価格（税抜）に100分の92を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額を超える場合にあっては、予定価格（税抜）に100分の92を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とし、予定価格（税抜）に100分の75を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額に満たない場合にあっては、予定価格（税抜）に100分の75を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額とする。なお、算出にあたっては別表第1及び別表第2に留意するものとする。

ア 直接工事費の額に100分の97を乗じて得た額

イ 共通仮設費の額に100分の90を乗じて得た額

ウ 現場管理費の額に100分の90を乗じて得た額

エ 一般管理費等の額に100分の68を乗じて得た額

(2) 工事等の性質上前号の規定により難しいものについては、前号に規定する算出方法にかかわらず、予定価格（税抜）に100分の92を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額から予定価格（税抜）に100分の75を乗じて得た額の千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額の範囲内で適宜の額と

する。

- 2 市長は、第1項の調査基準価格を下回る入札のうち、契約の内容に適合した履行が確保できない蓋然性が高いものとして、調査を行うことなく当該入札者を失格とする基準（以下「価格による失格基準」という。）及び契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるか否かの調査についての判定基準（以下「価格以外の失格基準」という。）を別に定めるものとする。

（予定価格を記載した書面への調査基準価格等の記載）

第4条 契約担当課長は、対象工事等の入札を行うときは、予定価格を記載した書面に調査基準価格、当該調査基準価格に110分の100を乗じて得た額、価格による失格基準及び当該価格による失格基準に110分の100を乗じて得た額を記載するものとする。

（内訳書の提出）

第5条 対象工事等の入札に参加しようとする者は、当該入札に関し、入札価格決定の根拠となった積算金額の内訳書（以下「内訳書」という。）を入札書とともに提出しなければならない。

- 2 内訳書の提出がない者又は入札価格と合致しない内訳書を提出した者が行った入札は、無効とする。

（入札参加者への周知）

第6条 契約担当課長は、対象工事等の入札を行うときは、一般競争入札の公告、指名競争入札の指名通知に次の内容を記載しなければならない。

- (1) 当該入札は低入札価格調査制度の対象となる入札であり、調査基準価格が設定されていること。
- (2) 調査基準価格に満たない入札が行われた場合は、落札の決定を保留し、その入札価格によって契約内容に適合した履行がなされるか否かを調査し、後日落札の決定があれば速やかに全入札参加者に通知すること。
- (3) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、最低価格申請者又は落札者となるべき者であっても必ずしも落札者とならない場合があること。
- (4) 調査基準価格に満たない入札を行った者は、事後の事情聴取に協力しなければならないこと。
- (5) 内訳書の提出がない者又は入札価格と合致しない内訳書を提出した者が行った入札は、無効とすること。
- (6) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る契約の保証の額は、請負代金額の10分の3以上とすること。
- (7) 調査基準価格を下回る価格をもって入札した者との契約に係る前払金は、請負代金額の10分の2以内とすること。

(調査基準価格を下回る価格による入札)

第7条 契約担当課長は、競争入札の結果、最低価格申請者又は落札者となるべき者の入札価格が調査基準価格を下回る場合には、当該全入札者に対して落札の保留を宣言するものとする。なお、入札価格が、第3条第2項により別に定める価格による失格基準に満たない場合は、当該入札者を失格とする。

2 前項により落札を保留した場合は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第234条第3項ただし書きの規定により調査を実施した後、落札者を決定する旨を告げて、当該入札を終了するものとする。この場合において、契約担当課長及び工事担当課長は、最低価格申請者又は落札者となるべき者について、当該契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるか否かについて速やかに調査するものとする。

(成田市工事等指名業者選定審査会への付議)

第8条 契約担当課長は、前条の調査結果を成田市工事等指名業者選定審査会(以下「審査会」という。)に提出し、その意見を求めなければならない。

(落札者の決定及び通知)

第9条 契約担当課長は審査会の意見を踏まえ、第7条の入札価格により契約の内容に適合した履行がされると認めるときは、直ちに最低価格申請者又は落札者となるべき者を落札者と決定し、入札結果を全入札参加者に通知するものとする。

2 契約担当課長は、審査会の意見を踏まえ、第7条の入札価格により契約の内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるときは、最低価格申請者又は落札者となるべき者を落札者とせず、当該最低価格に次いで低い価格又は最も高い評価値に次いで高い評価値(予定価格の制限内で調査基準価格以上の価格又は調査基準価格未満の価格であっても、前2条及び前項の手続きを経て契約担当者が当該価格によって契約の内容に適合した履行がされると認めるものに限る。)の入札者(以下「次順位者」という。)を落札者として決定し、最低価格申請者又は落札者となるべき者に対しては落札者としないう旨の通知を行うとともに、次順位者を除く他の入札者に対しては次順位者が落札者となった旨を通知するものとする。

(適正な施工の確保)

第10条 調査基準価格に満たない価格で入札した者を落札者とした場合においては、適正な施工を確保するため次に掲げる措置をとるものとする。

- (1) 施工体制台帳の提出及びその内容聴取
- (2) 施工計画書の内容聴取
- (3) 重点的な監督業務の実施
- (4) 労働安全担当官署との連携

- (5)入念な検査の実施
- (6)その他必要な措置

(閲覧に供する書面への特記)

第11条 低入札価格調査制度の調査対象者が工事等を落札した場合には、当該工事等に係る入札結果等を公表する際に、閲覧に供する入札調書に「低入札価格調査実施」と記載するものとする。

(その他)

第12条 この要綱に定めるもののほか、低入札価格調査制度に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成22年4月1日から施行する。
(成田市低入札価格調査制度試行要綱の廃止)
- 2 成田市低入札価格調査制度試行要綱(平成20年9月22日制定)は、廃止する。

附 則

この要領は、平成24年4月1日から施行する。

附 則

この要領は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成28年10月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の規定は、平成28年10月1日以降に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、この要綱の施行の日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約については、なお従前の例による。

附 則

この要領は、平成29年4月1日から施行する。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、令和元年6月1日から施行する。
(経過措置)
- 2 この要綱の規定は、令和元年6月1日以降に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、この要綱の施行の日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約については、なお従前の例による。

附 則

この要綱は、令和元年10月1日から施行する。

附 則

この要綱は、令和4年6月1日から施行する。

(施行期日)

1 この要綱は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この要綱の規定は、令和 7 年 4 月 1 日以降に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約について適用し、この要綱の施行の日前に公告その他契約の申込みの誘引が行われる契約については、なお従前の例による。

別表第1

項目名	左に含む費目
直接工事費の額	直接工事費、直接製作費、機器単体費、処分費等
共通仮設費の額	共通仮設費、間接労務費等
現場管理費の額	現場管理費、工場管理費、据付間接費、設計技術費、機器間接費等
一般管理費等の額	一般管理費等

別表第2

※算定方法についての留意事項

- (1) 税抜き工事費の内訳にそれぞれ対応する率をかけて合計する。
ただし、1円未満の端数処理は行わない。
- (2) (1)で算出した価格の千円未満を切り捨てる。
- (3) 消費税相当額を加算するため、(2)で算出した価格に100分の110を乗じたものを調査基準価格(税込)とする。
- (4) 予定価格(税抜)の75%を算出して千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額を調査基準価格(税込)の下限額とし、予定価格(税抜)の92%を算出して千円未満を切り捨てた額に100分の110を乗じて得た額を調査基準価格(税込)の上限額とする。